

医療計画における基準病床数の見直しについて

1 趣旨

新興感染症の発生や、近年の結核患者の発生状況等を踏まえ、県医療計画における感染症病床及び結核病床の基準病床数の見直しを行い、適正な医療提供体制を整備するもの。

2 感染症病床について

今後の全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症への対応を強化するため、富山県立中央病院の感染症病床について、現行の2床から3床へ増床を検討する。また、医療圏を越えた感染症医療の充実を図るため、厚生農業協同組合連合会高岡病院（高岡医療圏）の第二種感染症指定医療機関の指定を検討する。

第一種感染症指定医療機関

富山医療圏

県立中央病院

2床

第二種感染症指定医療機関

医療圏	新川医療圏	富山医療圏		高岡医療圏	砺波医療圏
医療機関名	黒部市民病院	富山市民病院	富山大学附属病院	高岡市民病院	市立砺波総合病院
指定病床数	4床	6床	3床	6床	4床

3 結核病床について

<現在の状況>

医療圏	新川医療圏		富山医療圏		高岡医療圏		砺波医療圏
医療機関名	黒部市民病院	県立中央病院	国立病院機構富山病院	高岡市民病院	射水市民病院	金沢医科大学氷見市民病院	市立砺波総合病院
結核病床数	5床	16床	5床	12床	4床	5床	5床
区分	基幹	基幹	中核	基幹			基幹

<基準病床数の見直し(案)>

	現行	見直し案	増減
結核病床	58床	26床	▲32床

- ・基準病床数は、都道府県において厚生労働省が示す算定式を参酌し、結核の予防等を図るために必要な数を設定する（都道府県の区域ごとに設定）。
- ・近年の結核患者数の減少や結核病床利用率の低下等の状況を踏まえ、58床から26床に見直す。
- ・見直し後に過剰となる病床を活用し、医療措置協定に基づく病床確保の位置づけ等を調整する。

<富山県の結核患者発生状況、結核病床利用状況等>

■結核患者発生状況

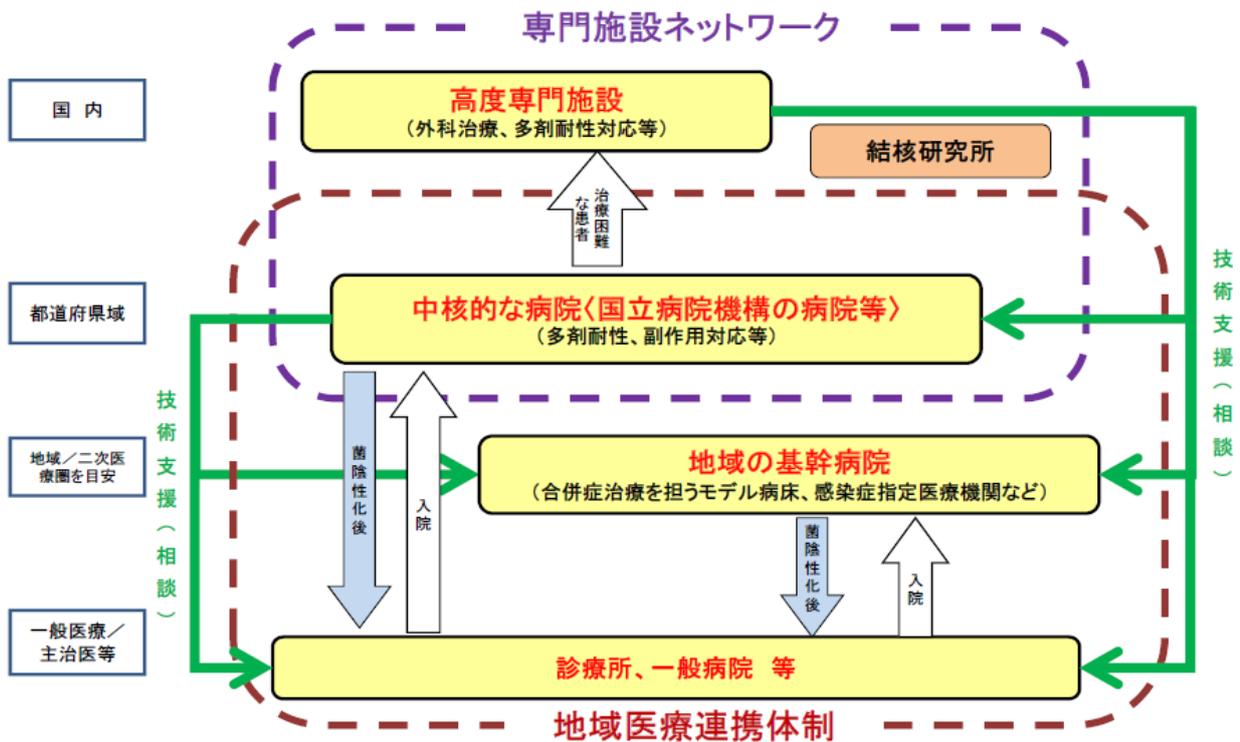
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
罹患率 ※	14.1	12.2	11.7	11.0	11.2	10.2	9.7	6.9	8.2	6.4
新登録患者数	152	131	125	117	118	107	101	71	84	65
基準病床数	82					58				

■結核病床利用状況

	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
一日平均在院患者数	6.8	6.5	6.8	5.7	6.0	3.4
病床利用率(%)	9.1	8.2	9.3	9.2	11.4	7.5

※ 罹患率：人口 10 万対 年間新登録結核患者数

## 予防指針における結核地域医療連携体制



出典：第8回厚生科学審議会結核部会資料から